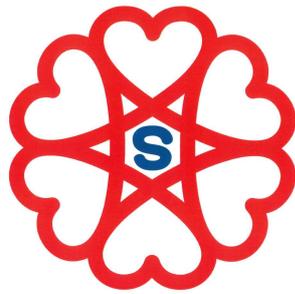


令和3年度

# 通常総会

開催日 令和3年4月27日（火曜日）



広川町商工会女性部

## 誓いの言葉

- わたしたち商工会女性部は、女性の特性をいかし、地域振興発展の良き協力者であるとともに、推進者となる。
- わたしたち商工会女性部は、商工女性の使命感に徹し、組織活性化の原動力となる。
- わたしたち商工会女性部は、社会一般の福祉の増進に務め、豊かなまちづくりの担い手となる。

# 令和3年度広川町商工会女性部通常総会

## 次 第

### 1 議 案

第1号議案 令和2年度事業報告書並びに収支決算書の承認について

### 監 査 報 告

第2号議案 令和3年度事業計画並びに収支予算の決定について

第3号議案 任期満了に伴う役員改選について

## 第1号議案

令和2年度年事業報告書並びに収支決算書の承認について

令和2年度事業報告書並びに収支決算書を次のとおり提出する。

令和3年4月27日

広川町商工会女性部  
部長 竹中とし子

# 令和2年度事業報告書

自 令和2年4月 1日

至 令和3年3月31日

我が国経済は、新型コロナウイルス感染拡大で、緊急事態宣言の発動や不要不急の外出禁止、営業自粛により疲弊の下降線を歩み続けている。地方の中小・小規模事業者においては、観光客の途絶え等により、飲食業、旅行観光業が廃業寸前の厳しい経営状況に追い込まれている。しかしながら、感染症対策を生業として行う一部の業種においては好調で景気の牽引役として経済を支えている状況である。

このような環境の中、経営者であり、経営者の良き協力者である商工女性性は、新型コロナウイルス感染症影響が、まだまだ、先行き不透明であったため、国県などの行政機関に対応を協力しつつ、粛々として事業を進めました。

また、各地域で各種団体の推進力となって、新型コロナウイルス感染拡大防止に努めるとともに、地域社会の持ち直しのために協力しました。

## 令和2年度事業実施の概要

## 広川町商工会女性部

年月日	内 容	場 所	参加人員
02. 4.21	女性部役員会 (書面決議 通知日4月21日)	広川町商工会館	賛成12名
02. 4.27	令和2年度和歌山県商工会女性部連 合会通常総会 (書面決議 通知日4月21日)		
02. 4.28	女性部会計監査		2名
02. 5.11	広川町商工会第60回通常総会 (書面決議 通知日4月28日)		
02. 5.12	令和2年度女性部通常総会 (書面決議 通知日4月30日)		賛成27名
02. 6.12	有田郡商工会女性部連絡協議会 役員会・通常総会 (書面決議 通知日6月12日)		
	◆西広海岸清掃作業(中止)		

年月日	内 容	場 所	参加人員
03. 3.19	<p>◆和歌山県商工会女性部連合会関係の資質向上研修会、商工会女性部主張発表和歌山県大会並びに第47回商工女性学校、近畿ブロック商工会女性部交流会並びに主張発表大会、令和2年度商工会女性部代表者研修（県外研修）商工会女部全国大会は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため開催中止</p> <p>◆商工祭もち米洗い及び商工祭もちつき及びぜんざい等準備、商工祭「盲導犬育成事業」（募金活動及びチャリティ模擬店の出店）は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため開催中止</p> <p>◆女性部女性部県外視察研修は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため開催中止</p> <p>◆女性部役員会においては、役員と連絡を密にして開催を控えた</p> <p>令和2年度商工会女性部リーダー研修会並びに部長会議</p>	和歌山市「ダイワロイネットホテル和歌山」	竹中部長



# 監 査 報 告 書

令和3年4月13日部長から提出された令和2年度事業報告書、収支決算書及び証拠書類の各事項について監査したところ、その内容は適切なものと認めます。

令和3年4月27日

広川町商工会女性部

監事 梅谷美津世 

監事 高野泰子 

## 第2号議案

令和3年度事業計画並びに収支予算の決定について

令和3年度事業計画（案）並びに収支予算（案）を次のとおり提出する。

令和3年4月27日

広川町商工会女性部  
部長 竹 中 とし子

# 令和3年度事業計画（案）

自 令和3年4月 1日

至 令和4年3月31日

## 1 基本方針

我が国の経済は、未だに出口が見えない新型コロナウイルス感染症の影響で景気が急降下状況であるが、抗体ワクチンのおかげで一光が見え始めてきたが、商工会地域の中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は、感染症の対策と感染拡大の猛威に怯え、活気が出てこない状況にあります。

また、今までの累積課題である経営者自身の高齢化や後継者難などと相まって、なんとか持ちこたえることを見いだすが精一杯の状況にあります。

こうした状況の中で、国や県などの助成金や給付金などの制度を最大限に活用し、商工女性として今まで培った特性を生かし、知識と感覚、経営の合理化、顧客サービスの向上に取り組み状況の打破に務めなければなりません。

商工女性として持てる力を発揮し、「地域に貢献する商工会女性部」として地域社会の活性化に向かって事業を積極的に展開し、状況の立て直しを図ります。

## 2 事業

### （1）研修活動

商工女性として必要な経営知識の習得と資質の向上を図るため、研修会、研究会に参加する。

#### ① 女性部資質向上研修会

日時 令和3年 4月29日（木・祝）

場所 和歌山市 JAビル

#### ② 主張発表和歌山県大会・第48回商工女性学校

日時 令和3年 7月16日（金）

場所 白浜町 ホテルシーモア

#### ③ 近畿ブロック商工会女性部主張発表大会

日時 令和3年 9月 7日（火）

場所 神戸市

④ 商工会女性部全国大会（大分大会）

日時 令和3年10月20日（水）～21日（木）

場所 大分県別府市

(2) 広報及び意見活動

部員に対しての情報提供、意識調査や消費者ニーズの調査を行うと共にその成果に基づき関係機関に具申を行う。

(3) 地域活動

地域経済活性化のため消費者懇談会の開催、女性団体との連携、地元観光資源の保全、宣伝活動の推進。

(4) 生活・地域振興活動

住みよい地域づくりをめざして青少年の健全育成、地域文化の創造、日本遺産や稲むらの火まつりなどの地域振興への協力、健康づくり、体力づくりの活動。

(5) 奉仕活動

地域社会の魅力づくり実現のため地域の美化運動、イベントの開催、交通安全運動、献血運動並びに社会福祉施設への慰問。

(6) 商工会事業への参加

商工会が行う各行事、講演会に積極的に参加する。

(7) 他町村女性部との交流、連携を図る。

(8) 組織強化のため部員の増強を図り、部員相互の親睦を深める事業を行う。

(9) 関係団体と協調して、社会福祉に寄与する事業を行う。

(10) 盲導犬育成事業の協力と推進。



### 第3号議案

#### 任期満了に伴う役員の選任について

任期満了に伴い、次の役員の選任を求める。  
なお、任期については、令和5年の通常総会までとする。

令和3年4月27日

広川町商工会女性部  
部長 竹中とし子

改選役員数  
部長 1人  
副部長 2人  
常任委員 若干名  
監査委員 若干名

役職名	改選前	改選後
部長	竹中とし子	
副部長	寺村弘美	
//	大西米子	
常任委員	冷水洋子	
//	東恵子	
//	若野八代子	
//	嶋鈴代	
//	栗原たか子	
//	石原敦子	
//	久徳チカ子	
//	吉田朋子	
//	勝田理加	
監査委員	梅谷美津世	
//	高野泰子	

※女性部員が減少する折、役員の常任委員数を9人から8人に見直し選任する。

# 女性部運営規約

## (目的)

第1条 この規定は、広川町商工会（以下「本会」という。）定款の規定に基づき、広川町商工会女性部の円滑な運営及び業務の執行について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (設置)

第2条 本会に、商工会の事業を積極的に推進するとともに、商工業に携わる女性としての経営知識と教養を深め、もって商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資するための組織として女性部を置く。

## (事業)

第3条 本女性部は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 研修活動に関する事
- (2) 広報及び意見活動に関する事
- (3) 地域活動に関する事
- (4) 生活改善活動に関する事
- (5) 社会一般の福祉の増進に関する事
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業を行う事

## (部員の資格)

第4条 女性部員たる資格を有する者は、本会の会員たる商工業者（法人にあっては、その役員）若しくはその配偶者又は本会の会員たる商工業者の親族であり、かつ、その会員の営む事業に従事する者であって、女子とする。

2 前項の規定にかかわらず、本女性部の事業の円滑な推進のために必要であるとして、常任委員会が特に承認した場合は、部員となることができる。

## (加入)

第5条 部員たる資格を有する者で本女性部に加入しようとする者は、様式1による加入申込書を提出して、常任委員会の承諾を受けなければならない。

2 前項の加入申込者については、常任委員会が加入を承諾した場合は、様式2による加入承諾書をもって、加入申込者に通知するものとする。

3 前項の規定により承諾の通知を受けた者は、所定の部会費を納入したときに本女性部の部員となる。

(議決権)

第6条 部員は、各々1個の議決権を有する。

2 部員は、あらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。ただし、代理人は他の部員でなければならない。

3 前項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行使することができる。

4 前項の規定により代理権を行使する者は、出席者とみなす。

5 第2項の代理人は、議決権を行使する前にその代理権を証する書面を部に提出しなければならない。

(部会費)

第7条 部員は、部会費を納入しなければならない。

2 前項の部会費の額及びその払込の方法並びに納期は、部員総会の議決を経て別に定める。

(脱退)

第8条 部員は、次の場合には、脱退する。

(1) 部員たる資格を喪失した場合

(2) 死亡した場合

(3) 除名された場合

2 前項の場合のほか脱退しようとする部員は、様式3による脱退予告書を提出して脱退することができる。

(役員)

第9条 本女性部に、次の役員を置く。

(1) 部長 1人

(2) 副部長 2人

(3) 常任委員 若干名

(4) 監査委員 若干名

(役員職務)

第10条 部長は、本女性部を代表し、部を総理する。

2 副部長は、部長を補佐し、あらかじめ部長の定める順位により、部長が事故あるときはその職務を代理し、部長が欠員のときはその職務を行う。

3 常任委員は、部長及び副部長を補佐し、部の運営に従事する。

4 監査委員は、部の業務及び会計の状況を監査し、その監査の結果を部員総会に報告する。

(役員任免)

第11条 役員は、部員総会において部員の互選により選任し、又は解任するものとする。

(役員任期)

第12条 役員任期は、2年とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

4 補欠で選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問及び相談役)

第13条 本女性部に、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、常任委員会の同意を得て部長がこれを委嘱する。

3 顧問及び相談役は、常任委員会に出席して意見を述べるることができる。

(部員総会)

第14条 部員総会は、通常部員総会及び臨時部員総会の2種とし、部長が招集する。

2 通常部員総会は、毎年1回開催することとし、臨時部員総会は、部長が必要と認めたときに開催する。

3 部員総会は、部員の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

4 部員総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 部員総会の招集は、各部員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所につき通知して行うものとする。

6 部員総会の議長は、出席した部員の中から互選する。

7 部長は、部員総会の内容及び結果を会長に報告しなければならない。

(部員総会の決議事項)

第15条 この規約で別に定めるもののほか、次の事項は部員総会の議決を経なければならない。

(1) 事業計画及び収支予算の決定又は変更に関すること

(2) 事業報告及び収支決算の承認に関すること

(常任委員会)

第16条 本女性部に、常任委員会を置く。

2 常任委員会は、部長、副部長及び常任委員の全員をもって組織する。

3 常任委員会は、部長が招集する。

4 常任委員会の招集は、各役員(監査委員を除く。以下本条において同じ。)に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所につき通知して行うものとする。

5 常任委員会の議長は、部長をもってあてる。

6 常任委員会における各役員議決権は、各々1個とする。

7 第14条第3項及び第4項の規定は、常任委員会について準用する。  
(常任委員会の決議事項)

第17条 次の事項は、常任委員会の議決を経なければならない。

- (1) 部員総会に提案すべき事項
- (2) その他本女性部の業務の執行に関し重要な事項  
(事業年度)

第18条 本女性部の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(旅費規程の適用)

第19条 部員が部の用務のために出張する場合に支給する旅費に関しては、本会の旅費規程を適用する。

(規約の変更)

第20条 この規約は、総会の議決を経なければ変更することができない。

(補則)

第21条 この規約に定めるもののほか、女性部の運営について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

# 新役員名簿(案)

改選日 令和3年4月27日

任期 令和5年通常総会まで

役職名	改選前	改選後
部長	竹中とし子	石原敦子
副部長	寺村弘美	梅谷美津世
//	大西米子	高野泰子
常任委員	冷水洋子	冷水洋子
//	東恵子	東恵子
//	若野八代子	若野八代子
//	嶋鈴代	竹中とし子
//	石原敦子	大西米子
//	久徳千力子	久徳千力子
//	勝田理加	勝田理加
//	栗原たか子	木下まゆみ
//	吉田朋子	
監査委員	梅谷美津世	寺村弘美
//	高野泰子	吉田朋子